

令和5(2023)年度 柏崎市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条の規定に基づき、当該年度の予算等を勘案し、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定め、本市における障害者優先調達の一層の推進を図るものとする。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、本市の全ての機関が事務事業に当たって発注する物品等の調達とする。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

本方針による調達の対象となる障害者就労施設等は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく次の事業所等とする。

- (1) 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (2) 就労移行支援事業所
- (3) 生活介護事業所
- (4) 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
- (5) 地域活動支援センター
- (6) 小規模作業所

4 調達の対象となる物品等

障害者就労施設等が供給することが可能な物品の購入及び役務の提供を調達推進項目とする。

5 調達の目標

令和5(2023)年度の調達目標は、次のとおりとする。

区分	内 容	目標金額（予算額）	R 4 (2022)実績金額
物品	トイレトペーパー 絵画レンタル料金	405,000 円	208,200 円
役務	旧庁舎敷地屋外清掃業務 書庫棟敷地屋外清掃 市役所分館周辺除草業務 資源物リサイクルセンター管理・運営 資源物中間処理施設業務 広域農道の除草作業 柏崎港西埠頭緑地・駐車場除草等 他	33,929,000 円	34,005,810 円
	合 計	34,334,000 円	34,214,010 円

6 調達推進を図るための方策

- (1) 福祉課は市の事務事業について、今後障害者就労施設等への発注等が可能であると考えられる物品等の情報を集約する。
- (2) 福祉課は障害者就労施設等から、当該施設で提供可能な物品等の情報を集約する。
- (3) 福祉課は上記(1)、(2)のマッチングを行い、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図る。
- (4) 本市の全ての機関は、地方自治法施行令・市財務規則等に従い、随意契約を活用しながら調達推進に努める。
- (5) 本市の全ての機関は、障害者就労施設等への発注等に当たっては、可能な範囲で当該施設等の特性に配慮した仕様及び納期の設定等に努める。
- (6) 本方針の適用範囲に鑑み、契約担当部局と連携をしながら、全庁的な取組体制の強化を図る。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 市は、各年度の本方針を策定又は見直ししたときは、速やかに市ホームページ等で公表する。
- (2) 市は、各年度終了後、速やかに調達実績を集計し、市ホームページ等で公表する。

8 調達方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉保健部福祉課とする。